

議案第9号 資料

上尾市社会教育指導員設置規則（昭和49年上尾市教育委員会規則第1号）新旧対照表

| 現行 | 改正後（案） |
|--|--|
| <p>（任期） 第6条 指導員の任期は、1年とする。 2 指導員は、再任されることができる。<u>ただし、再任された場合における通算の在任年数は、原則として3年を超えてはならない。</u></p> | <p>（任期） 第6条 指導員の任期は、1年とする。 2 指導員は、再任されることができる。</p> |